

**「防災に関する市町村支援方策のあり方について（平成29年3月）」提言の
取組状況について**

「防災に関する市町村支援方策のあり方について(平成29年3月)」提言の概要

国土交通省、都道府県、民間事業者、専門家等により、「市町村の実行力を高めるための支援」、「市町村に対する直接的支援」、「連携の場づくりによる支援」の3つの観点での支援を実施し、段階的に市町村の災害対応力を向上させていくことを基本方針としている。

市町村の実行力を高めるための支援

- ・ 地方公共団体の一連の災害復旧を支援する仕組みの整備
- ・ 災害対応に豊富な知見を有する経験者の活用促進
- ・ 地方公共団体の負担軽減のための発注方式の活用
- ・ 災害復旧事業の実施のための技術者養成
- ・ 技術マニュアル、講習会等の充実
- ・ 研修・訓練の実施及び市町村職員の参加拡大
- ・ 災害復旧やTEC-FORCE調査の効率化のためのICT調査マニュアルの作成
- ・ 所管施設の管理に必要な基礎資料の事前準備や電子データ化
- ・ 災害復旧やTEC-FORCE受入れの支援・受援に係る調整、訓練の実施
- ・ 包括協定の効果拡大
- ・ 民間技術者による災害時の初動対応に関する理解拡大
- ・ 協定締結時の必要事項の記載

市町村に対する直接的支援

- ・ TEC-FORCE（リエゾン含む）の充実強化
- ・ 一連の災害対応に必要なスキルの人材育成の充実
- ・ TEC-FORCEインストラクター部隊の設置
- ・ 発災前の警戒段階からの支援
- ・ タイムラインの取組の拡大
- ・ TEC-FORCEの迅速な派遣
- ・ 高度な技術を要する工事等について国による代行
- ・ 災害査定手続きの効率化のより一層の前倒し
- ・ 災害復旧における調査・設計段階の地方負担の軽減
- ・ 専門家による助言や人材育成等の地域支援強化

連携の場づくりによる支援

- ・ 被災地で連携して災害対応を実施する仕組みづくり
- ・ 都道府県等による災害復旧支援への支援強化
- ・ 地方公共団体を支援する人材の活用促進
- ・ 民間事業者等の情報活用の仕組み整備
- ・ 地方公共団体等との情報共有体制の強化

提言における主な実施すべき対策への対応状況

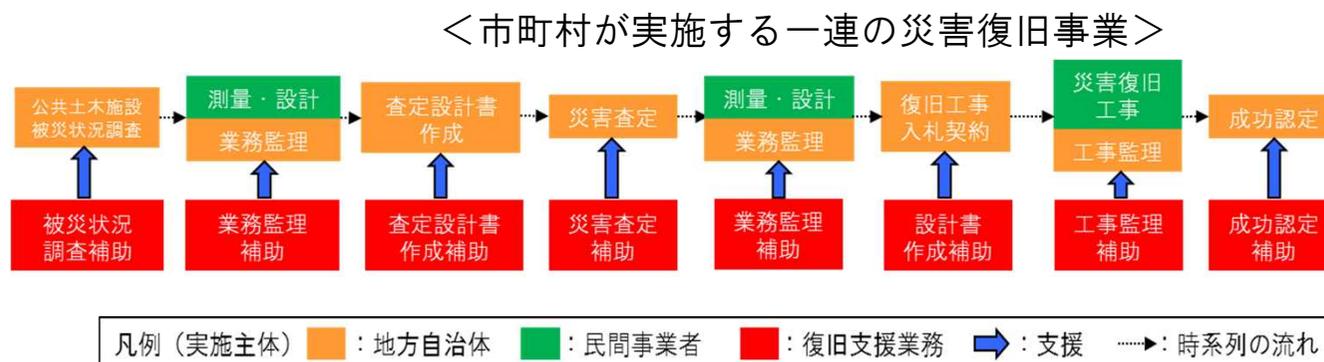
市町村の技術者養成への支援

国民の生命・財産を災害から保護する責務を負う市町村においては、災害時において迅速かつ確実に災害対応を実施していくために、市町村職員の災害対応力を高めていくことが重要であり、そのために必要な研修・訓練や技術マニュアル・講習会等による支援が必要。

⇒災害査定への臨場研修の企画など研修の充実やICT技術の活用事例集作成などの取組を実施。今後も取組を継続 (p.3)

災害復旧事業支援業務

大規模災害時にTEC-FORCEの被災状況調査を受けて、市町村が一連の災害対応を迅速で的確に実施できるよう、市町村が実施する一連の災害復旧事業について民間事業者等がパッケージで支援できる仕組みの整備が必要。



⇒全国の支援事例をガイドラインで紹介していく。加えて、財源の確保など具体的な課題を洗い出した上で、支援方を検討(p.4)

TEC-FORCEの充実強化

今後も想定される大規模災害に対応し、TEC-FORCEの災害対応の一層の迅速化・効率化を図るため、新機材の整備、操作及び運用訓練や人材育成の強化等によりTEC-FORCEの充実・強化が必要。

⇒隊員の役割に応じた研修の実施や内容の充実などの取組を実施。今後も取組を継続 (p.6)

都道府県等による市町村支援の強化

災害時に市町村への支援を行っている都道府県等に対して、国が実施する研修・訓練への参加や訓練等に必要な資機材の貸与等の技術的な支援を強化。

⇒一部の県では、市町村支援の方策の意見交換を実施したことで、業界団体との災害協定の改定により応急対策に係る市町村支援の取組を強化。今後も取組を継続 (p.9)

1. 市町村の実行力を高めるための支援

提 言 内 容	国交省による取組状況	今後の予定
<p>● 災害復旧事業の実施のための技術者養成</p> <p>市町村は、大規模な災害の発生に備え、災害復旧事業の実施に必要な一連の業務（被災状況調査、測量・設計、査定設計書作成、入札・契約、工事監理、完成検査、成功認定等）やこれらのアウトソーシングをマネジメントできる技術者の養成を行っていくべき。特に、市町村職員でなければならない業務（災害査定官への説明等）については、養成が急務である。さらに、市町村は土木系職員以外についても、災害対応のコーディネートが可能となるよう人材育成を図っていくべき。</p>	<p>・都道府県等担当者会議等において、災害査定官による出前講座の活用や国交省主催研修への参加の呼びかけに加え、実際の災害査定現場を使った臨場研修や都道府県・政令市主催の災害査定研修の積極的な企画を依頼。</p>	<p>・都道府県・政令市担当者会議等において、左記取組を継続。</p>
<p>● 技術マニュアル、講習会等の充実</p> <p>技術者の養成等を市町村が確実に実施できるよう、国土交通省や都道府県は必要なマニュアル・解説書等技術資料の一層の充実を図るべき。あわせて、これらの技術資料を市町村が人材育成に有効活用できるよう国土交通省の災害査定官や都道府県の技術センター、(公社)全国防災協会等が実施している各種講習会や出前講座等を一層充実させるべき。</p>	<p>・平成31年に、地方公共団体向けに、災害復旧事業の制度解説、申請方法、申請に役立つ情報を掲載した「災害復旧ポータルサイト」を開設。</p> <p>・令和元年に美しい山河を守る災害復旧事例集を作成・周知。</p> <p>・令和3年に、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の概要版(案)を作成・周知。</p> <p>・平成29年度、平成30年度に市町村向けの被害報告・査定設計書作成におけるICT技術の活用事例集を作成。</p>	<p>・最新の制度改正内容等を踏まえて、ホームページやパンフレットの内容を適宜更新。</p> <p>・市町村向けの被害報告・査定設計書作成におけるICT技術の活用事例集を再周知しつつ、デジタル技術を活用した災害復旧の手引きを作成する。</p>
<p>● 研修・訓練の実施及び市町村職員の参加拡大</p> <p>市町村の人材育成を支援するため、国土交通省・都道府県等では、相互に連携しつつTEC-FORCE研修やリエゾン研修、災害査定官研修など、それぞれの機関が実施する研修等の人材育成において、市町村にも有効な内容のカリキュラムへの市町村職員の参加を拡大するなどの取り組みを行うべき。</p>	<p>・都道府県等担当者会議等において、災害査定官による出前講座の活用や国交省主催研修への参加の呼びかけに加え、実際の災害査定を使った災害査定現場臨場研修や都道府県・政令市主催の災害査定研修の積極的な企画を依頼。(再掲)</p>	<p>・都道府県・政令市担当者会議等において、左記取組を継続。(再掲)</p>

1. 市町村の実行力を高めるための支援

提 言 内 容	国交省による取組状況	今後の予定
<p>● 地方公共団体の一連の災害復旧を支援する仕組みの整備 大規模な災害時に、一連の災害対応を地方公共団体が迅速で的確に実施するため、TEC-FORCEによる公共土木施設の被災状況調査報告を受け、災害復旧の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害復旧工事の発注、監督・管理など、一貫して民間事業者等が地方公共団体を支援する仕組みを整備していくべき。</p>	<p>・平成30年以降、災害査定から工事完成等までの復旧支援業務に係る委託費用に係る予算要求を実施。</p>	<p>・建設技術センター等による事例やCM方式などの事例をガイドラインに盛り込む。 ・財源の確保など具体の課題を洗い出した上で、支援方策を検討。</p>
<p>● 地方公共団体の負担軽減のための発注方式の活用 発災後における地方公共団体の積算から発注に係る負担を軽減するため、随意契約等の利用も含めた迅速な発注手続きの整理や、近年のPM/CM方式のような新たな発注方式を構築・推進するなど、災害時の発注方式について活用を行っていくべき。</p>	<p>・災害復旧に当たっての入札契約方式の選定の基本的な考え方等を整理した「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」(平成29年7月策定、令和3年5月改定)について、自治体職員が参加する研修や各種会議で周知。</p>	<p>・左記取組を継続。</p>
<p>● 民間技術者による災害時の初動対応に関する発注者への理解拡大 国土交通省は協定に基づき民間技術者が実施する初動調査の有効性を広く周知することにより、災害対応に関する発注者への理解拡大のための取組を実施していくべき。</p>	<p>・直轄事業においては、工事等の一時中止措置など、大規模災害時等において都度通知していた内容を統合・整理した「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル(令和3年4月)」を作成し、地方整備局へ周知。</p>	<p>・大規模災害時の工事、業務の一時中止措置が地方公共団体においても適切に行われるよう、直轄の取組内容をガイドラインの中で紹介する。</p>
<p>● 災害協定の効果拡大及び締結促進 市町村が大規模な災害時でも必要な民間事業者を迅速に確保できる体制を確保するため、広域的な民間事業者と資機材の支援等も含めた包括協定等の効果を市町村まで拡大し、さらに包括協定等を締結する民間事業者の拡大を図るべき。また、地域の実情にあわせた個別協定の締結も促進していくべき。</p>	<p>・民間建設関係業団体との意見交換会(令和2年6月)を実施し、災害協定の改善・標準化を含む4つの取り組みをとりまとめ。 ・各地方整備局の災害協定をベースに、協定の雛型や協定を締結する際の考え方を記載した手引きの作成に着手。</p>	<p>・手引きの作成後、自治体職員が参加する各種会議等で周知予定。</p>
<p>● 災害協定締結時の必要事項の記載 災害協定締結時に災害時の契約や業務時の補償等の必要事項についても盛り込むべき。</p>	<p>・直轄分の災害協定をベースに、協定の雛型や協定を締結する際の考え方を記載した手引きの作成に着手。(再掲)</p>	<p>・手引きの作成後、自治体職員が参加する各種会議等で周知予定。</p>

1. 市町村の実行力を高めるための支援

提 言 内 容	国交省による取組状況	今後の予定
<p>● 災害対応に豊富な知見を有する経験者の活用促進</p> <p>災害対応は高い専門性が求められる。一方で国土交通省のTEC-FORCEや都道府県及び他市町村からの支援職員はそれぞれの職場に本来業務を持ち、長期にわたる支援が難しいため、TEC-FORCE(リエゾン)、災害査定経験者、民間での災害対応経験者など、災害対応についての豊富な知見を有する経験者の活用促進に向けて、内閣府の地域防災マネージャー制度の活用や人材教育プログラムの構築などの仕組みを整備していくべき。</p>	<p>・災害対応についての豊富な知見を有する経験者を支援要員として登録し、災害時に市町村からの要請に応じ、支援要員を有償で派遣する近畿市町村相互支援機構の立ち上げの支援を市町村支援の一環として実施。</p> <p>・都道府県等担当者会議等において災害復旧技術専門家派遣制度を周知。</p>	<p>・災害復旧に精通した人材、組織の活用事例について市町村支援ガイドラインの中で紹介予定。</p>
<p>● 災害復旧やTEC-FORCE調査の効率化のためのICT調査マニュアルの作成</p> <p>近年、被災状況調査の効率化や調査に参加するTEC-FORCE等の人員の安全性の向上のためGNSS、UAV(ドローン)、レーザ計測機器などのICT技術の活用が始まっている。災害復旧事業においても、利用を一層拡大するため、これらを災害査定設計書の作成等に効率的に活用するための「マニュアル」の作成、人材育成を行うことで、災害査定準備の更なる負担軽減及び迅速化につなげるべき。</p>	<p>・平成29年度より適宜、市町村向けの被害報告・査定設計書作成におけるICT技術の活用事例集を作成・更新し、都道府県、指定都市に周知。(再掲)</p> <p>・令和3年度より、TEC-FORCEによる被災状況等調査報告書作成などの効率化のため、スマートフォン用のアプリを開発し、試用運用を開始。</p>	<p>・市町村向けの被害報告・査定設計書作成におけるICT技術の活用事例集を再周知しつつ、デジタル技術を活用した災害復旧の手引きを作成する。(再掲)</p> <p>・3次元データ等の計測機能の追加やマニュアルが不要となるガイド機能等、アプリの機能を強化を予定。</p>
<p>● 所管施設の管理に必要な基礎資料の事前準備や電子データ化</p> <p>地方公共団体が所管施設の管理を適切に実施するために必要な地形図や施設台帳等の基礎資料は、災害時の被害状況の把握の迅速化・効率化にも有効であるため、平時から事前準備及び電子データ化のための取組を強化していくべき。</p>	<p>・平成29年度より適宜、市町村向けの被害報告・査定設計書作成におけるICT技術の活用事例集を作成・更新し、都道府県、指定都市に周知。(再掲)</p>	<p>・市町村向けの被害報告・査定設計書作成におけるICT技術の活用事例集を再周知しつつ、デジタル技術を活用した災害復旧の手引きを作成する。(再掲)</p>
<p>● 災害復旧やTEC-FORCE受入れの支援・受援に係る調整、訓練の実施</p> <p>TEC-FORCEや他地方公共団体からの災害復旧などへの支援職員の受入れをより効果的に行えるよう国・都道府県・市町村は連携し、支援側・受援側の業務内容の調整や、それぞれの立場における訓練を実施していくべき。</p>	<p>・毎年度、各都道府県単位で開催される総合防災訓練等にTEC-FORCEとして参加し、被災調査訓練、情報伝達訓練等を実施。</p>	<p>・左記取組を継続。</p>

2. 市町村に対する直接的支援

提言内容

国交省による取組状況

今後の予定

● TEC-FORCE(リエゾン含む)の充実強化

平成20年度のTEC-FORCE創設以来、東日本大震災(H23)や熊本地震(H28)などで全国のTEC-FORCEが集結し、支援を行ってきたところである。今後とも想定されるこれらの大規模災害に対応し、TEC-FORCEの災害対応の一層の迅速化・効率化を図るため、UAV(ドローン)等の機材の整備・訓練による現場力の向上、災害時の広域派遣に向けた即応力の向上、機材の地域バランスのとれた整備や広域訓練による統合力の向上を図ることによって、さらなる充実強化を図り地方公共団体への支援力を強化すべき。

また、平時での各種会議や災害発生時に派遣するリエゾン等を通じ、TEC-FORCEの支援内容について地方公共団体に周知を図り効果的な活動につなげるべき。

さらに災害応急対策の基礎である浸水排除や土砂の除去等、TEC-FORCEの支援がより迅速で円滑となるよう引き続き検討すべき。

・各地方整備局における災害対策マネジメント室等の設置や、ドローンや防災ヘリの増強など、災害時の体制・装備を強化。
 ・TEC-FORCE隊員に対し、隊長、班長、リエゾンなど役割に応じた研修を継続して実施。
 ・迅速かつ円滑な被害状況把握や応急対策のため、ドローンや排水ポンプ車等の操作訓練、衛星通信により防災ヘリによる被災調査映像のリアルタイム共有の訓練を継続実施。
 ・自治体向けのパンフレットや動画を作成するなどのTEC-FORCE活動の認知度を向上するための広報活動を充実。

・左記取組を継続。

● 一連の災害対応に必要なスキルの人材育成の充実

災害対応で必要となるTEC-FORCEから災害査定までの一連のスキルについて効果的・効率的に人材育成を行い職員の能力向上を図る事が必要。国土交通省や地方整備局で行っているTEC-FORCE、リエゾン、災害査定、防災危機管理の各研修について、より効果的な研修となるようカリキュラムの関係性を深めるとともに、研修内容の一層の充実を図っていくべき。

・TEC-FORCE隊員に対し、ICT機器等を活用するための訓練等を継続して実施。
 ・災害査定、TEC-FORCEとの関係性を深めるため、各々の研修に共通のカリキュラムを設定し、実施。

・最新の情勢を踏まえた研修内容の充実を図る。

● TEC-FORCE新技術活用インストラクターの養成

UAV(ドローン)等の新しい技術への対応を図るため、新技術を先導的に習得し、組織内へ展開していくためのインストラクターを養成し、地方整備局のTEC-FORCE隊員の技術の向上を図るべき。

・各地方整備局主催のTEC-FORCE隊員研修の中でドローンの養成講座を実施(いくつかの地方整備局では、自らが「無人航空機の講習団体」に認定されるなど、高い技術で指導を実施)。
 ・TEC-FORCE隊員に対し、ICT機器等を活用するための訓練等を継続して実施。(再掲)

・左記取組を継続。

2. 市町村に対する直接的支援

提 言 内 容	国交省による取組状況	今後の予定
<p>● 発災前の警戒段階からの支援</p> <p>広域的かつ激甚な災害の発生直後は、特に情報が錯綜し、適切な初動対応が困難となるため、発災前から被害想定に基づいた十分な備えが必要。しかしながら、警戒段階からの対応にあたっては、重要情報の抽出や各種情報を基にした適切な判断ができる高度な技術力が必要。このため、地方公共団体に対し、発災前の警戒段階からの支援について検討すべき。</p>	<p>・災害対策基本法の改正(令和3年5月)を受け、令和2年台風第10号の災害対応等を踏まえた、「災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】」を公表(令和3年6月)。</p> <p>・令和2年に、広域かつ激甚な災害発生のおそれ段階から、地方公共団体に広域リエゾンを派遣する仕組みを構築。</p>	<p>・引き続き、強大な台風の接近等にあたっては、本計画に基づき、地方自治体や指定公共機関等と一体となって災害応急対策を実施するとともに、随時本計画の充実を図る。</p>
<p>● タイムラインの取組の拡大</p> <p>警戒段階から災害発生時までの一連の災害対応を円滑に実施するため、災害発生時の対応を事前に時系列で整理するタイムラインの取組を、タイムライン策定活用指針の普及・充実などにより地方公共団体においても拡大すべき。</p>	<p>・タイムラインの更なる取組を図るため、令和3年に国土交通省防災業務計画に位置づけ、総合的かつ継続的な推進を図る。</p> <p>例) 具体的な取組(水災害)</p> <p>・国管理河川では、対象の全730市町村で水害対応タイムラインの作成が完了。</p>	<p>・関係機関と連携し、引き続き、タイムラインの作成や充実に努める。</p> <p>・今後、水害対応タイムラインについては、複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直し更なる充実を図る。</p>
<p>● TEC-FORCEの迅速な派遣</p> <p>TEC-FORCEと都道府県等による災害復旧の支援の連携を着実に進めるべき。また、今後の大災害時に地方公共団体が庁舎や通信インフラの被災等により行政機能が低下した場合にも、TEC-FORCEを迅速に派遣できるようにすべき。</p>	<p>・毎年度、各地方整備局と都道府県等と防災に関する意見交換会を実施するなど、平時から連携を強化。</p> <p>・毎年度、各都道府県単位で開催される総合防災訓練等にTEC-FORCEとして参加し、被災調査訓練、情報伝達訓練等を実施。(再掲)</p> <p>・通信が途絶した場合でも迅速に対応できるよう、公共ブロードバンド移動通信システムをはじめとして通信回線設備を増強。</p>	<p>・左記取組を継続。</p>

2. 市町村に対する直接的支援

提 言 内 容	国交省による取組状況	今後の予定
<p>● 高度な技術を要する工事等について国土交通省による代行 緊急かつ高度な技術を要する災害復旧工事については、速やかな工事実施により早期の復旧・復興が可能となるよう、国土交通省等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを検討すべき。</p>	<p>・河川工事については、令和3年7月に特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部施行により、道路工事については、令和2年5月に道路法等の一部を改正する法律の一部施行により、市町村の災害復旧工事について国土交通省による代行が可能となった。</p>	-
<p>● 災害査定手続きの効率化のより一層の前倒し 災害査定の迅速化のための必要な手続きの効率化(簡素化)をより前倒して実施するための仕組みを検討すべき。</p>	<p>・大規模災害発生後に被災状況に応じて効率化等の内容を検討していたところを、事前にルール化し効率化の内容を速やかに適用することを目的として「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(平成29年2月)」を策定。</p>	-
<p>● 災害復旧における調査・設計段階の地方負担の軽減 大規模災害時における地方公共団体の災害復旧事業の調査・設計段階における地方負担を軽減するため、支援強化を図るべき。</p>	<p>・令和2年7月に、大規模災害時において設計図書の簡素化により災害査定を実施した場合、査定後に設計書の作成に必要な、調査、測量、試験又は設計に関する費用を災害復旧事業の対象に追加。 ・令和3年3月に、災害復旧事業査定設計委託費補助の市町村における補助対象限度額を引き上げ。</p>	<p>・引き続き、大規模災害時における地方公共団体の災害復旧事業の調査・設計段階における地方財政負担の軽減措置について検討。</p>
<p>● 専門家による助言や人材育成等の地域支援強化 「災害復旧技術専門家」等の専門家による助言や講習会等の人材育成の活動など地方公共団体職員の災害復旧事業の実施に必要な一連の技術力向上に向けた支援の取組を一層強化すべき。</p>	<p>・災害査定官による出前講座や講習会等において、災害査定の昨年度の欠格事例の紹介など、過年度の課題を踏まえながら内容を充実。 ・都道府県等担当者会議等において災害復旧技術専門家派遣制度を周知(再掲)。</p>	<p>・左記取組を継続。</p>

3. 連携の場づくりによる支援

提言内容

国交省による取組状況

今後の予定

● 被災地で連携して災害対応を実施する仕組みづくり

南海トラフ巨大地震や首都直下地震、首都圏における大規模水害などの破局的な災害の発生時には、国家の総力を挙げた対応が必要となり、地域の関係機関の連携が一層重要なものとなる。

政府現地災害対策本部の調整のもと、国土交通省TEC-FORCE、都道府県、市町村、行政経験者、民間事業者等がお互いに連携しつつ被災地の災害対応を実施するため、平時からの連携のしくみづくりが必要である。

なお、破局的な災害が発生した際に、各機関の能力を効率的に発揮するため、災害復旧までの一連の対応に関するさらなる効率化について検討を進めていくべき。

・毎年度、国、都道府県、市町村、関係機関が参加する総合水防演習を各地域で開催。
 ・毎年度、各都道府県単位で開催される総合防災訓練等にTEC-FORCEとして参加し、被災調査訓練、情報伝達訓練等を実施。(再掲)
 ・南海トラフ巨大地震を想定したTEC-FORCE活動計画の見直しを実施。
 ・「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(平成29年2月)」に基づく災害査定事務続きの効率化の取組に加え、平成30年、令和元年、令和2年に発生した大規模な個別災害に対応して、設計変更の取扱の緩和措置等を実施。

・左記取組を継続。

● 都道府県等による災害復旧支援への支援強化

大規模災害における市町村の災害対応を支援するため、災害復旧の支援を行っている都道府県や市町村に対し、国土交通省は研修における都道府県・市町村職員の受入れの拡大・訓練・機材の貸与等の支援を行うなど、地方公共団体と連携して災害対応を行う体制を強化すべき。

・一部の県では、市町村支援に関する協定のあり方について意見交換を実施したことで、業界団体との災害協定の改定により応急対策に係る市町村支援の取組を強化。
 ・全国建設技術センター等協議会と市町村支援方策について意見交換を実施。
 ・都道府県等担当者会議等において、災害査定官による出前講座の活用や国交省主催研修への参加の呼びかけに加え、実際の災害査定現場を使った臨場研修や都道府県・政令市主催の災害査定研修の積極的な企画を依頼。(再掲)

・左記取組を継続。

3. 連携の場づくりによる支援

提 言 内 容	国交省による取組状況	今後の予定
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体を支援する人材の活用促進 被災地での災害対応や災害査定の経験を活かすなど、被災した地方公共団体を支援する人材の活用促進に向けた取組を強化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等担当者会議等において災害復旧技術専門家派遣制度を周知。(再掲) ・災害対応についての豊富な知見を有する経験者を支援要員として登録し、災害時に市町村からの要請に応じ、支援要員を有償で派遣する近畿市町村相互支援機構の立ち上げの支援を市町村支援の一環として実施。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組を継続。
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者等の情報活用の仕組み整備 災害時にJAXA(宇宙航空研究開発機構)や民間事業者が国に提供する衛星写真や航空写真等の被害箇所の情報について、市町村においても活用が図られるよう仕組みを整備し、平常時の利用も含めて活用を促進していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月にJAXAと「人工衛星等を用いた災害に関する情報提供協力に係る協定」を締結し、この協定に基づき、水害及び土砂災害を対象としたワーキンググループを設置し、衛星画像の活用促進のための検討を実施。 ・平成30年3月にJAXAと共同で、災害時における衛星画像等の活用を促進するためのガイドブックを作成・公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期衛星の利活用に向けて協定を改定予定。
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体等との情報共有体制の強化 的確な災害対応戦略の立案や被災現場における災害対応力を向上するため、統合災害情報システム(DiMAPS)による地方公共団体等とのネットワークの強化や迅速性や利用性の向上、協定等の見直し、平時での活用強化等を図り、地方公共団体等との情報共有体制の強化を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DiMAPSの公開情報に関して、地方公共団体等による閲覧性・利用性の向上のため、令和3年度末までに国土交通データプラットフォーム及びG空間情報センターとの連携を実施。 ・発災初期に市町村の支援ニーズ等を迅速かつ的確に把握するため、毎年、市町村長とのホットライン担当直轄事務所等を平時において確認し、情報共有体制を構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、直轄事務所等において、平時からの市町村長との円滑な情報共有体制の構築に努める。